

一般廃棄物収集運搬業務仕様書

甲における委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

- 1 委託業務の範囲は次のとおりとする。
一般廃棄物の収集・運搬業務
なお、許可事項に変更があったときは、速やかに通知するとともに、変更後の許可証の写しを病院に提出すること。
- 2 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令等に従い適正に処理すること。
- 3 委託場所は岩手県立遠野病院とする。
- 4 作業実施日及び作業時間
(1) 作業実施日は可燃ごみは週3回、不燃ごみ・資源ごみは週1回で、月曜日から金曜日の指定した曜日とする。
(2) 作業時間は、午前8時30分から午後5時までの間とする。
(3) 病院長が特に指定した場合は、この限りでない。
- 5 廃棄物の内訳は、「一般廃棄物収集運搬業務明細書」のとおりとする。
- 6 前項の廃棄物は、甲が指定する次の事業場に搬入すること。
燃えるごみ 遠野中継センター 岩手県遠野市綾織町新里18-69-2
燃えるごみ以外 廃棄物再生利用施設 岩手県遠野市綾織町新里18-84-6
- 7 作業従事者
(1) 作業従事者(以下「従事者」という。)は、作業中常にユニフォームを着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
(2) 従事者は、満18歳以上の者で身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に行動し、他人に不快感を与えることのない者とする。
(3) 従事者は、本仕様書に定める作業内容を充分行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を従事させること。
(4) 従事者は、病院の品位を傷つけるような言動をとってはならない。
(5) 従事者は、作業中は、火気の使用はしてはならないこと。
- 8 作業要領
受託者は、従事者に対しこの仕様書の内容を周知させるとともに、業務に必要な知識の習得及び訓練を行うこと。
- 9 廃棄物集積場所の保清
従事者は、廃棄物集積場所を清潔に保つように努めなければならない。
- 10 廃棄物の集積及び運搬上の注意
廃棄物を貨物自動車に集積する場合は、運搬途上で廃棄物を転落又は飛散させることのないよう厳重に注意しなければならない。
- 11 作業実施上の留意事項
(1) 収集・運搬後の整理整頓を行うこと。
(2) 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は絶対使用しないこと。
(3) 水道の使用については、最小限にとどめること。
(4) 労働安全規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。
- 12 その他
本仕様の記載内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項については、病院と受託者が協議して定めるものとする。

一般廃棄物収集運搬業務明細書

廃棄物収集運搬業務は、次のとおりとする。

廃棄物の種類		内 容	見込数量 (2tトラック)	見込重量
可燃ごみ	給食残渣	患者給食等の残飯等	のべ156台	50トン
	紙屑類	紙屑, ダンボール		
	おむつ類	オムツ		
不燃ごみ	陶磁器類	食器等	のべ52台	1トン
資源ごみ	ガラス類、缶類 ペットボトル類	清涼飲料水瓶等 缶詰缶等	のべ52台	2トン
		合 計	のべ260台	53トン

業 務 完 了 報 告 書

委託業務名	一般廃棄物収集運搬業務										
廃棄物の種類	一般廃棄物 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ										
全体期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで										
今回期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで										
契約金額	収集運搬料										
	今回支払金額(税込)						円				
	今回支払金額(税抜)						円				
	処理料										
今回支払額 積算内訳	今回支払金額(税込)						円				
	収集日						合計	契約単価 (税抜)	金額 (税抜)		
	可燃ごみ										
	不燃ごみ										
資源ごみ											
(斜線表示)								計			
								消費税			
								合計			
収集日						合計	単価 (税込)	金額 (税込)			
処理料 (10kg)							130				

上記のとおり業務が完了しましたので報告します。

令和 年 月 日

岩手県立遠野病院長 様

受託者